

○ヒューマニクス学位プログラムの人材養成目的等に関する法人細則

〔 令和元年5月23日 〕
〔 法人細則第1号 〕

改正 令和 元年法人細則第24号

ヒューマニクス学位プログラムの人材養成目的等に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第46条の2に定めるヒューマニクス学位プログラム（以下「学位プログラム」という。）における入学、教育方法、課程修了、その他学生の修学上必要な事項等について、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(課程)

第2条 学位プログラムは、大学院学則第3条第1項に定める一貫制博士課程とする。

(人材養成目的)

第3条 学位プログラムは、生命の恒常性の原理、個としての「ヒト」の生理と病理を明らかにし、社会の中で「人」として健康で快適な生活が実現できる新たな科学・技術を生み出す学問領域である「ヒューマニクス」領域において、生命医科学と理・工・情報学のいずれかを有機的に結び付けられるバイディシプリンの専門力と研究力を持ち、これを基盤として、予測困難な未来に通用する柔軟で複眼的な発想力を有する人材を養成することを目的とする。

(入学の時期)

第4条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第5条 学位プログラムに入学することができる者は、大学院学則第12条及び第13条の定めるところによる。

2 大学院学則第12条第9号から第12号まで及び第13条第7号から第9号までの入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

(入学者選抜に関する基本方針)

第6条 学位プログラムは、ヒューマニクス領域でパラダイムシフトとなり得る課題の発見及び解決を通して、人類の未来に貢献するという強い意志を持ち、次の各号のいずれかに該当する人材を選抜する。

- (1) 生命医科学分野の基礎的な知識及び技能を有し、かつ、理・工・情報学のいずれかの分野との学際的な研究に高い関心を持つ人材
- (2) 理・工・情報学のいずれかの分野で基礎的な知識及び技能を有し、かつ、生命医科学分野との学際的な研究に高い関心を持つ人材

(入学者選抜の方法)

第7条 入学者選抜の方法については、筑波大学大学院の分野を横断する学位プログラムの入学者選抜に係る基本方針で定める。

(学術院、専攻又は研究群に置く学位プログラム間の移籍)

第8条 学位プログラムの学生が学術院、専攻又は研究群に置く学位プログラムに移籍を志願した場合及び学術院の学生が学位プログラムに移籍を志願した場合の取扱いについては、

大学院学則第23条に定めるところによる。

(移籍者の既に履修した授業科目等の取扱い)

第9条 大学院学則第25条に規定する学生が既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、大学院教育会議が別に定める。

(教育課程の編成方針)

第10条 学位プログラムは、臨床医学も含めた生命医科学と、理・工・情報学のいずれかについての講義・実習によりバイディシプリンの専門力を涵養する。また、ヒューマニクス専門科目により、学生個々の専門性を向上させることを目的として、生命医科学から研究指導教員(以下「メンター教員」という。)1人と理・工・情報学からメンター教員1人を選び、メンター教員同士の協働を基盤とした完全ダブルメンター制によって専門知識及び技能を修得する。未知の問題の本質を突き詰めようとする確固たる意志、生命医科学に加え、理・工・情報学を横断したバイディシプリンの専門知識、ヒューマニクス研究の基本技術とこの分野の世界の状況を理解し、パラダイムシフトとなり得る課題を自立して設定する能力、誠実かつ真摯な態度でその課題を解決する能力を涵養するための教育課程を編成する。

(教育課程の編成等)

第11条 学位プログラムの授業科目、単位数及び履修方法については、ヒューマニクス学位プログラムにおける教育課程の編成等について(以下「教育課程の編成等」という。)で定める。

(研究指導体制)

第12条 学生の研究指導及び授業科目の履修指導を行うため、国立大学法人筑波大学学位プログラム教育会議細則(平成24年法人細則第1号)第8条の規定に基づき設置するヒューマニクス学位プログラム運営委員会の議を経て、学生1人ごとにメンター教員を置く。

- 2 メンター教員は、主指導教員及び副指導教員の2人を充てるものとし、取得する学位は主指導教員が属する教育組織に対応するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、学生の研究指導等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条 学位プログラムは、Faculty Development (FD)・Staff Development (SD)研修会において当該学位プログラムに参画する筑波大学、海外大学又は産業界の教員が人材養成目的、カリキュラムポリシー、教育指導法、成績評価基準、学位審査基準等について意見交換及び討論を行い、認識の共有及び指導法のスキルアップを図る。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位の計算方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、毎週1.5時間、各10週の授業時間をもって1単位とすることを標準とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、毎週3時間、各10週の授業時間をもって1単位とすることを標準とする。
- (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数は、教育課程の編成等で定める。

(学位論文の作成等の単位の取扱い)

第15条 学位論文の作成又は特定の課題についての研究に関し、授業科目により指導し、その学修等を考慮して授与する単位数については、20単位を限度とする。

(履修の手続)

第16条 学生は、学期及びモジュール毎又は授業科目毎に定められた履修申請期間に、教育課

程の編成等で定める履修申請の方法により、履修しようとする科目の履修申請を行うものとする。

(期末試験)

第17条 期末試験は、原則として、学年暦で定められた期末試験期間に行うものとする。ただし、第15条に規定する科目については、平常の学修の成績等をもって試験に代えることができる。

(成績評価)

第18条 大学院学則第36条第4項に規定する、授業科目の試験の成績としてP（合格）及びF（不合格）の評価を用いる場合は、教育課程の編成等で定める。

(博士論文研究基礎力審査)

第19条 博士論文研究基礎力審査に関し必要な事項は、ヒューマニクス学位プログラムにおける博士論文研究基礎力審査について定める。

(課程の修了要件)

第20条 大学院学則第42条に規定する修了要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学位プログラムに5年以上在学し、教育課程の編成等で定める履修方法で45単位以上を修得すること。
- (2) 大学院学則第3条の2第2項に規定する課程の目的を充足した上で、博士論文研究基礎力審査、学位プログラムにおける達成度評価及び最終審査において認定されること。なお、学位プログラムにおける達成度評価に関し必要な事項は別に定める。

(早期修了)

第21条 前条の規定にかかわらず、優れた業績を上げた学生は、学位プログラムに3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文)

第22条 学生は、メンター教員の指導を受けて、所定の期間内に学位論文を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学位論文に関し必要な事項は、別に定める。

(学位授与)

第23条 第20条に定める博士課程の修了要件を満たした者には、博士（医学）、博士（理学）又は博士（工学）の学位を授与する。

附 則

この法人細則は、令和元年5月23日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則（令元. 12. 26法人細則24号）

(施行期日)

1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科（以下「旧研究科」という。）に在学する学生が学位プログラムに移籍を志願した場合及び学位プログラムの学生が旧研究科に移籍を志願した場合の第8条の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。